

随意契約理由書

件 名	令和 7 年度 押部谷ポンプ場 非常用発電設備点検整備
契約の相手方	東芝インフラサービス（株）関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本点検整備業務は、神戸市水道局押部谷ポンプ場に設置されている非常用発電設備について、自家用電気工作物の「保安規程」に基づいた点検整備を行うものである。商用電源が長時間停電する非常時においても確実に設備運用ができるように、機能保全を図るものである。 当該設備における、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査においては、製造業者のみがもつ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質確保、保障することは不可能である。 また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品の交換が発生するが、発電設備製造業者ごとに個々の部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。 なお、当該設備の製造業者である株式会社東芝は保守点検や取替部品の納入を行っておらず、分社化された東芝インフラサービス株式会社が株式会社東芝製の発電設備についてのメンテナンス業務を移管された唯一の業者である。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所 (電話番号 341-8994)